

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第783回

令和元年10月11日（金）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第783回 議事録

1. 日時

令和元年10月11日（金） 14：00～15：23

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

石渡 明 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監  
大浅田 薫 安全規制管理官（地震・津波審査担当）  
小山田 巧 安全規制調整官  
内藤 浩行 安全規制調整官  
熊谷 和宣 管理官補佐  
田上 雅彦 上席安全審査官  
佐藤 秀幸 主任安全審査官  
佐口 浩一郎 主任安全審査官  
谷 尚幸 主任安全審査官  
内田 淳一 主任技術研究調査官  
菅谷 勝則 技術研究調査官  
宮脇 昌弘 技術研究調査官

九州電力株式会社

赤司 二郎 テニカルソリューション統括本部 土木建築本部 部長（原子力土木建築）  
秋吉 達夫 原子力発電本部 部長（原子力技術）  
今林 達雄 テニカルソリューション統括本部 土木建築本部 原子力グループ長  
森野 伸崇 テニカルソリューション統括本部 土木建築本部 原子力グループ 副長

古庄 龍悟	東京支社	技術グループ	副長
川内 一徳	テクニカルソリューション統括本部	土木建築本部	原子力グループ
田尻 雄大	テクニカルソリューション統括本部	土木建築本部	原子力グループ
伊藤 耀	テクニカルソリューション統括本部	土木建築本部	原子力グループ

#### 日本原子力発電株式会社

和智 信隆	取締役副社長
北川 陽一	執行役員
斉藤 史郎	開発計画室長
川里 健	開発計画室 室長代理
入谷 剛	開発計画室 部長
野瀬 大樹	開発計画室 地盤・津波グループマネージャー
長野 敏明	開発計画室 地盤・津波グループ
中村 則一	開発計画室 地盤・津波グループ
野中 和太留	開発計画室 地盤・津波グループ
生玉 真也	開発計画室 地震動グループマネージャー
大平 拓	発電管理室 プラント管理グループマネージャー
上山 裕	発電管理室 プラント管理グループ

#### 4. 議題

- (1) 九州電力（株）玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設に係る敷地の地質・地質構造について
- (2) 日本原子力発電（株）敦賀発電所の敷地の地質・地質構造について
- (3) その他

#### 5. 配付資料

資料1-1	玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉地盤（敷地の地質・地質構造）について（使用済燃料乾式貯蔵施設）【コメントリスト】
資料1-2	玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉地盤（敷地の地質・地質構造）について（使用済燃料乾式貯蔵施設）
資料2	敦賀発電所 2号炉「敷地の地形、地質・地質構造について」に関する

審査資料の記載の不備について（コメント回答）

机上配付資料 1 敦賀発電所 2 号炉

「敷地の地形、地質・地質構造について」に関する審査資料の記載の不備について

（補足説明資料 1 個々の記載の不備の具体的内容・類型化）

印刷の誤り第 758 審査会合（令和元年 8 月 23 日）

机上配付資料 2 敦賀発電所 2 号炉「敷地の地形、地質・地質構造について」に関する審査資料の記載の不備について

（補足説明資料 2）個々の記載の不備の具体的内容・類型化）再点検結果

## 6. 議事録

○石渡委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第 783 回会合を開催します。

本日は、事業者から、敷地の地質・地質構造について説明していただく予定ですので、担当である私、石渡が出席しております。

それでは、本日の会合の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○大浅田管理官 事務局の大浅田です。

本日の審査案件は 2 件ございまして、1 件目は、九州電力株式会社の玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設について審査を行います。内容は、地盤（敷地の地質・地質構造）についてのコメント回答です。資料は 2 点でございます。

2 件目は、日本原子力発電株式会社の敦賀発電所について審査を行います。内容は、敷地の地形、地質・地質構造についてに関する審査資料の記載の不備についてでございます。そのコメント回答です。資料は 1 点と、机上配付資料が 2 点ございます。机上配付資料につきましては、一般傍聴者に配付しておりませんが、ホームページは掲載しております。

事務局からは以上でございます。

○石渡委員 よろしければ、このように進めたいと思います。

それでは、議事に入ります。

九州電力から玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設に係る地盤（敷地の地質・地質構造）について説明をお願いいたします。どうぞ。

○九州電力（森野） 九州電力の森野でございます。それでは、御説明いたします。

まず、資料1-1のほうで先日コメントいただいた内容の御確認をいただきたいと思っておりますので、2ページをお願いします。

コメントの内容としましては、玢岩Aの下盤側において、当該箇所を断層ではないとした根拠を説明することということでございまして、具体的な説明としましては、資料1-2の37ページからということで御説明をしたいと思います。

資料1-2の37ページをお願いします。こちら、先般、御説明した内容にちょっと記載をつけ加えたんですが、CTのところの中ほどに「直線性に乏しく、凹凸している」という形で御説明を加えさせていただいております。

38ページ目以降については、今回新たに御説明するために準備した資料になってございます。38ページには、具体的な観察項目・分析結果、何をしたのかということに記載してございまして、詳細コア観察、研磨片の観察、薄片の観察、それからXRD分析を実施してございます。

39ページをお願いします。こちらは、詳細コア観察の結果になってございます。詳細コア観察の結果、当該箇所、玢岩Aの下盤境界付近につきましては、玢岩〔堅岩部〕、玢岩〔角礫状部〕、シーム、佐世保層群〔堅岩部（再固結部）〕、それから佐世保層群〔堅岩部〕と五つのゾーンに区分されてございます。

それぞれの観察内容につきましては、表にお示ししているとおりでございますが、シームの上下盤境界につきましては、凹凸しており、せん断面は認められないと。また、玢岩、シーム、佐世保層群の内部にもせん断変形構造は確認されないといった結果になってございます。

それから40ページをお願いします。こちらは、コアの切断面の観察結果になってございまして、観察した結果につきましては、コアの観察と同様に、シームの上下盤境界は、凹凸しており、せん断面は認められないと。また、玢岩、シーム及び佐世保層群の内部にもせん断変形構造は認められないといったような評価をしてございます。こちらのコアの切断につきましては、変形構造が認められませんので、こちらの面の最大傾斜方向が見えるような形で切断したものになってございます。

それから、写真の下ほどに薄片①、薄片②と記載してございますが、こちらの箇所から観察した薄片の観察結果につきましては、次ページ以降で御説明いたします。

41ページをお願いします。こちらは、薄片観察結果をまとめた資料になってございまして

て、薄片観察の結果、当該箇所につきましては、詳細コア観察結果と同様に、五つのゾーンに区分されるということがわかってございます。また、こちらもコア観察と同様に、シームの上下盤境界は、凹凸しており、せん断面は認められないということ。また、玢岩、シーム及び佐世保層群の内部にもせん断変形構造は認められないということを確認してございます。

また、シームにつきまして、岩片は玢岩、佐世保層群、方解石片等からなっております。また、基質は細粒物質からなるということでA'と記載しております。玢岩の内部に網目状に入り込んでいるということが確認されております。

また、佐世保層群にもシームの細粒物質が一部取り込まれているといったようなところが確認できてございます。

具体的な中身につきましては次ページ以降で御説明させていただきます。

42ページに、今回の観察結果を取りまとめたものになってございまして、各ゾーンの詳細につきましては次ページ以降で御説明させていただきます。

43ページをお願いします。こちらが玢岩〔堅岩部〕と名前をつけたところでございまして、特徴としましては、斑状組織を呈すると。斑晶は主に0.1mm～0.5mm程度の斜長石からなると。それから石基については変質しておりますが、初生的には斜長石等と推定してございます。

それから44ページをお願いします。こちらは玢岩〔角礫状部〕になってございまして、岩片については玢岩からなっております。その玢岩が角礫化しております。その周囲を網目状に基質が取り囲んでいるという状況が確認されます。その基質につきましては、シーム部分から入り込んでいるというふうに考えてございます。それから、シームとの境界については、凹凸しているということで、せん断面は認められません。また、内部にもせん断変形構造は認められてございません。

45ページをお願いします。45ページと46ページにはシームの観察結果を載せてございます。こちら、岩片につきましては玢岩、佐世保層群、方解石片等からなっております。一部図面の中で(5)のところになるんですが、そちらにつきましては佐世保層群〔堅岩部(再固結部)〕といったものから入り込んできたような岩片も認められてございます。

それから、シームの内部につきましては、礫の定向配列は認められないということと、せん断変形構造も認められないということを確認してございます。

47ページをお願いします。47ページ、48ページにつきましては、佐世保層群〔堅岩部

（再固結部）]の観察結果を示しております。こちらにつきましては、岩片は佐世保層群の礫を主体としています。基質につきましては、より細かい岩片や石英の鉱物片からなっております。それから、シームとの境界は凹凸しており、せん断面は認められておりません。また、一部へこんだところになるんですが、そちらにはシームの基質が入り込んでいるといった状況も確認できます。それから、佐世保層群〔堅岩部（再固結部）〕内部にもせん断変形構造は認められてございません。

48ページをお願いします。こちらには、同様に堅岩部（再固結部）を御提示しておりますが、こちらは、bのシームのゾーンとの間に一部aという玢岩〔堅岩部〕が認められてございます。こちらが貫入境界ではないかというふうに考えてございまして、そちらの貫入境界につきましては、凹凸して密着している状態というようなことが確認できます。こちら先ほどと同様に、佐世保層群内部にはせん断変形構造は認められてございません。

49ページをお願いします。こちらについては佐世保層群〔堅岩部〕でございまして、観察結果、石英粒子を主体とした淘汰のいい砂岩であるということが確認されます。

50ページをお願いします。こちらが研磨片の観察結果になってございまして、一番下の写真を見ていただきますと、佐世保層群〔堅岩部〕とシームの境界に着目しますと、著しく凹凸しているということと、その中にはシームの基質である細粒物質が入り込んでいるといったような状況が確認されます。

51ページをお願いします。51ページ目以降はXRDの分析の結果になってございます。サンプリング箇所といたしましては、シームの部分、それから玢岩〔堅岩部〕、佐世保層群〔堅岩部〕ということで3カ所から実施してございます。

52ページをお願いします。こちらにX線の分析結果を載せてございます。まず、玢岩につきましては、斜長石及び石英を主体としておりまして、そのほかに方解石、緑泥石、イライト、スメクタイトが含まれてございます。佐世保層群につきましては、石英を主体としまして斜長石、緑泥石、イライトが確認されてございます。それから、シームの基質部につきましては、石英、方解石、カオリナイトを主体としまして、そのほかに斜長石、緑泥石、イライト、スメクタイトが含まれてございます。すみません、それとカオリナイトが含まれてございまして、そのカオリナイトにつきましては、玢岩や佐世保層群からは検出されていないという結果になってございます。

このカオリナイトにつきましては、陸上の風化作用、もしくは酸性の熱水条件下で生成されるということと言われてございまして、当該箇所のシームにつきましては、褐色化等

の風化の影響は見られないということを踏まえますと、このシームの中の基質に含まれるカオリナイトにつきましては、熱水性の粘土鉱物であるというふうに判断してございます。

53ページ目以降には具体的な分析結果を載せてございます。

最後、56ページに今回のまとめを載せてございまして、玢岩Aの下盤境界につきまして、詳細コア観察、研磨片の観察、薄片観察、それからXRD分析を実施してございます。

その結果、シームの上下盤境界につきましては、凹凸しており、せん断面は認めないと。また、玢岩、シーム及び佐世保層群の内部にもせん断変形構造は認められませんでした。シームの基質につきましては、細粒物質からなりまして、玢岩や佐世保層群にも一部入り込んでいるといったような状況が確認されました。XRD分析の結果によりますと、シームの基質につきましては熱水性の粘土鉱物であるカオリナイトを主体とするということが確認されました。

以上のことを踏まえますと、玢岩Aの下盤境界につきましては、断層運動によるせん断変形によって形成されたものではなく、玢岩貫入時の影響（熱水変質等）で形成されたものというふうに考えられます。

説明については以上でございます。

○石渡委員 それでは質疑に入ります。発言をされる方はお名前をおっしゃってから発言してください。どなたからでもどうぞ。熊谷さん。

○熊谷補佐 原子力規制庁の熊谷です。

それでは、今、先ほど説明のありましたXRD分析について確認したいと思います。こちら、玢岩Aの下盤のところ新たにXRD分析をしていただいてカオリナイトが主体であるという御説明でしたけれども、細かいデータが54ページのところに示されていますけれども、こちらで(2)定方位分析のところでは、大体12度のところと25度のところ、ここにピークが立っていて、カオリナイトと緑泥石、これらのピークが立っているということがここでは見受けられます。

ただ、ピークが両方重複しているような形で示されていまして、この表を見る限りでは、塩酸処理などを行っていて、そういったことで分析を行っているようなんですけれども、このところからどうしてカオリナイトが同定をきちんとされていて、またさらに、カオリナイトが主体であるというところまで考えられているということなんですけれども、そこら辺の考え方とか手法についてより詳細に説明していただければと思います。

○石渡委員 いかがですか、どうぞ。

○九州電力（森野） 九州電力の森野でございます。

今、熊谷さんからお話がありましたとおり、我々がなぜカオリナイトと考えたのかと言いますと、塩酸処理をした結果から、ここの成分が具体的にはカオリナイトであるというふうな形で判断をしております。

また、分量についてなんですが、この12のところのピーク値の値を見ますと、ほかの物に比べるとやはり量が多いというふうに判断してございまして、カオリナイトが主体であるというような形で判断したものでございます。

○石渡委員 熊谷さん。

○熊谷補佐 規制庁、熊谷です。

カオリナイトが主体であるということなんですけれども、ここでは塩酸処理を行った結果、カオリナイトだけが残っているということなんですけれども、あと、緑泥石もここでは同じようにピークが立っているはずですよ、ここ、12度と25度のところについては。その中でさらにカオリナイトが主体であるというところまで分析されているというのはどういった考え方なんでしょうか。

○石渡委員 いかがですか。はい、どうぞ。

○九州電力（川内） 九州電力の川内でございます。

一般に緑泥石の解析角度は12.3度付近のピーク値を示しまして、また、解析角度6度付近にもピークがあるんですけど、そのピーク値の大体3倍～5倍を示すのが一般的になっています。今回、無処理の解析角度の12.3付近のピークから、塩酸処理を行いまして緑泥石の含有量を求めますと、緑泥石が大体、赤のエチレングリコール処理をした結果と考えても、緑の塩酸処理後のピーク値の3倍～5倍程度、一般的なものの挙動を示していないということで、こちらにつきましては、緑泥石の含有量よりもカオリナイトの含有量のほうが多いというふうに判断しております。

以上です。

○石渡委員 はい、熊谷さん。

○熊谷補佐 規制庁、熊谷です。

こちら、カオリナイトのほうが主体であるということなんですけれども、薄片観察した中のデータ、当該箇所を見て、基本的にカオリナイトというのはいわゆる白色のものになるかと思うんですけども、この見た目だとそこまでの白色にもなっていないかと思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○石渡委員 いかがですか。

○九州電力（川内） 九州電力の川内です。

確かにちょっと鏡下上では、もしやもしやとしていまして、白色ではないんですけれども、ここでは、ちょっと鏡下上では細粒物質がわかりませんでしたのでXRDの結果をもってカオリナイトが主体であるというふうに考えております。

以上です。

○田上審査官 原子力規制庁、地震・津波審査部門の田上です。

確認ですが、事業者さんとしてはXRDの分析というものに重きを置いて判断されたというふうに回答されたんだと思うんですけど、それが主体で入っているということは、今、熊谷が申しましたように、鏡下の観察等もあわせて、ピークというのが緑泥石とカオリナイトがほぼ同じ位置に来るものですから、そこは慎重に判断する必要があるというふうに考えております。

例えば45、46ページの薄片写真とかを見ていただきましても、熊谷が申しましたとおり、熱水変質を受けているとすれば岩片ではなくて基質になっているようなところが主体にそういう変質を受けているんであろうと考えられるんですが、そういった部分を見ても、カオリナイトというものはオープンニコルで多色性等を示さないような特徴を示すのに対して、緑泥石というのはその逆で、非常に多色性のあるようなものだというような判断、判断というか識別というものができるわけですから、そういったところを踏まえて、本当にカオリナイト主体であるのかどうか、そういうのは考えないといけないかと思うんですね。

それに、この46ページとかを見ていただきますと、鉍物片として方解石が入っていますよね。カオリナイトが出てくる環境というものは、一般的に言われているのは酸性質の変質ですとか、地表付近の風化というようなもので出てくるというふうに言われていますので、こういった方解石等が残っているということを考えますと、こういった方解石の鉍物片自体が、玢岩ですとか佐世保層群の中にないことを考えたら、こういった熱水変質自体が方解石を残すような酸性質ではないような変質だったこともちょっと私どもとしてはあるんじゃないかと考えておりまして、本当にカオリナイトが主体なのかどうかというところに疑問があるわけですね。

ですので、重ねて申し上げますけど、XRDだけで判断するのではなくて、ほかの観察事実ですとか、形成環境というものを加味していただいて御判断いただきたいという、そう

いうコメントなんです。

○石渡委員 いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○九州電力（森野） 九州電力の森野でございます。

今、御指摘いただいた内容を踏まえまして、もう一度観察も詳細にやるなり、もう少し形成史等について再考させていただければというふうに思います。

○石渡委員 ほかにございますか。熊谷さん。

○熊谷補佐 規制庁、熊谷です。

今、46ページのところで、まさにお示しいただいてはいますけれども、薄片観察をまさに今度シームのところでしていただいて、御説明いただいたんですけれども、このシームのところに明瞭なせん断面、それ自体はないということは、見ると大体わかるんですけれども、ただちょっと中にはせん断面はないんですけれども、一部せん断をしているような状況も見受けられまして、例えば、この4番のシームのところなんですけれども、まさに今、方解石が、これ、ぽんぽんとありますけれども、それぞれ直線的にそれぞれ割れているような状況がございまして、これはまさにせん断を受けているというのが示されているのではないかなというふうにも考えられるんですね。

46ページにもありますし、さらに今度48ページのほうをちょっと見せていただければと思うんですが、こちらについてもbシームとaの珩岩の堅岩部沿いのところのオレンジの線に従って、こちらのところでまさに鉱物片がちょっとこういったところですね。このところでまさに境界に沿って鉱物片がすばっとせん断していると、こういったようなところも見受けられる。直交のほうを見てもらうとよりわかりやすいのかもしれませんが、このようにせん断しているのではないかというふうな状況も見受けられるんですけれども、ここのところについては、せん断変形構造は認められないというふうに判断されているんですけれども、このような状況を見ると、なかなかそうとも、認められないとまでは言えないんじゃないかなとも思うんですが、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○石渡委員 いかがですか。はい、どうぞ。

○九州電力（森野） 46ページで見ていただいた方解石なんですけど、確かにちょっとかくかくはしてはいるんですが、仮に、これ、せん断構造を受けていたとすると、その周りの基質の部分にも当然そういった影響は残るのではないかというふうに考えられますので、今のところ我々の判断といたしましては、そういった割れた物が入ってきただけだという

ふうな形で考えてはございます。

それから、48ページで御指摘いただいた箇所につきまして、ちょっと乾燥による開口と  
いった形でちょっとあまり状況がよくないのはあるんですが、こちらにつきまして、周  
り全体的な形状を見ますと、そういった定向配列的なものがなかったりするところもあり  
まして、我々としては今のところせん断変形構造はないといったような形で評価をしてい  
るところでございます。

○石渡委員 熊谷さん。

○熊谷補佐 規制庁、熊谷です。

せん断変形構造がないというふうに今お考えだということなんですけれども、先ほどの  
お話だと、熱水の影響があったんじゃないかということで、シームの中に熱水構造として  
鉱物としてはカオリナイトなのか緑泥石なのか、ちょっとそこら辺についてはまた調べて  
いただければと思うんですけれども、そういった熱水鉱物があるということは、玢岩貫入  
時なのか、玢岩貫入の後にも例えばせん断などが生じて、そこが熱水の影響を受けてしま  
って、せん断の構造の面としてせん断構造が明確にはなくなってしまったと、明瞭ではな  
くなってしまったというふうにも考えられるのではないかなと考えていまして、ちょっと  
前回の会合でもお伺いはしたんですけれども、活動性評価をする断面の分類としては、玢  
岩沿いにある断層についてはタイプ3ということで整理をしていただいている、その活  
動性を代表する断層としてはf-113断層があると、そちらについては、もう活動性につ  
いては否定ができるというふうな御説明があったと思うんですけれども、こちら、例えば玢  
岩貫入後に形成されたような構造であったとしても、その考え方自体は変わらないとい  
うことで活動性を否定できるという考え方には変更はないということによろしいでしょうか。

○石渡委員 はい、どうぞ。

○九州電力（森野） 九州電力の森野でございます。

今、熊谷さん御認識のとおり、玢岩境界の断層につきましては、f-113が代表されるも  
のと、それについては、上位の玄武岩に変位がないといったようなことを確認してござい  
ますので、活動性評価については変更がないという認識でよろしいと思います。

○石渡委員 熊谷さん。

○熊谷補佐 先ほど、このせん断変形の構造は認められないとかいうお考えもあった中で、  
先ほどちょっと一部せん断というふうにも見られるようなところも一部あるというところ  
については確認できるかと思うんですけれども、それがせん断変形構造なのかせん断面な

のかというのはまた別にして、一部せん断しているようなところはあるかと思うんですけども、そういったところがあるんじゃないかなというような懸念がございますので、そういった点についてはちょっとまた再度きちんと確認をしていただきたいと思いますと思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○石渡委員　いかがですか。はい、どうぞ。

○九州電力（森野）　九州電力の森野でございます。

先ほど御指摘いただきましたカオリナイトと緑泥石の分類等も含めまして、もう一度改めてこちらの構造につきましては検討して御確認していただきたいというふうに思っております。

○石渡委員　内藤さん。

○内藤調整官　規制庁、調整官の内藤ですけれども、我々からお願いしているところが緑泥石なのかという話と、もう一つあるので、そこはちょっと明確にしておきたいんですけども、先ほど熊谷から説明しましたけれども、46ページですね。これを見て、前のページでも全体が写っているんですけども、基質の部分とか全体を見ると、せん断面として見るようなものがないというのは理解はしています、見た目としてですね。

一方で、最初に議論があったように、熱水変質を受けていますということもわかっていると。そういう状況の中でいうと、基質の部分というのは熱水変質を受けちゃっているんだらうから、せん断面の構造とか動いた後に残っていただらう構造というのがわからなくなってきちゃって、古いものだったらわからなくなってきちゃいますので、そういう状況が起こり得るだらうと考えています。

一方で、じゃあここ、本当に皆さん、シームであって断層ではないという、せん断構造がないと言われているんですけども、せん断面がないのは事実で、熱水の影響を受けたことで消えてしまったんだらうということは想定の一つとして考えられると。じゃあ面がないからといって、じゃあせん断がなかったのかというと、ここにあるように、ここ、こっちとこっちが見た目、ぱかっと分かれたような形状になっているように見えますと。単純に分かれたということじゃなくて、これはちょっとずれちゃっているということがありますので、これはせん断の影響でもってずれているんじゃないのかという見方ができると。

48ページですね。48ページで、ここもクロスのほうが見やすいんですけど、ちょっと小さいですけども、この辺のところを見ると、明らかにこの境界のところでは鉱物がすばっと切られているという形でせん断を受けたように見えているという状況が見受けられる

と。

もう一つあるのが50ページですね。50ページを見ると、これ、皆さん、下のところで堅岩部の割れ目に挟在する細粒物質で堅岩部が割れていて細粒物質が入っているという評価になっていて、見た目としてはそれでいいかなと思うんですけども、ここの部分の割れを見てみると、これもせん断として割れたようにも見えるという状況を考えていくと、総合的に見ていくと、やっぱりこういう微細構造のところではせん断の影響を受けているのではないのかという観察事実としてはそう見られるところが複数の箇所で見られるという状況の中で、皆さんはせん断変形構造は認められないというふうに言われているんですけども、ここはよくきちんと分析をしないと、単純にせん断面がなくして基質のところには何も構造がないからということでせん断変形構造がないと言い切るのはちょっとやり過ぎだろうと思っていますので、ここの部分をよく分析をしていただきたいと思うんですけども。

○石渡委員 はい、どうぞ。

○九州電力（森野） 九州電力の森野です。

御指摘いただいた内容は理解できましたので、持ち帰り検討させていただきたいというふうに思っております。

○石渡委員 内藤さん、よろしいですか。

ほかにございますか。大体よろしいですかね。

ちょうどこの図が出ているので私からもちょっと一言申し上げますけれども、ここが皆さんがおっしゃるシームなんですけれども、先ほど内藤のほうから、この下側の割れ目についての話がありましたが、この上側についても同じようなことが言えるんですよ。特にここのところですね。へこみになっていて、上側にへこんでいて、ここのところの割れた破片の配列ですね。これがいかにもせん断変形を表しているようにも見えます。ここのところも、まあそう見えなくもないという感じがいたします。

これは、後で熱水変質でこの辺の破砕帯の中の構造、細かな構造が消えてしまったのかもしませんが、こういうところを見るとやはりこれはせん断変形というか、断層の運動によってできた構造ではないかなというふうに私は思うんですよ。持ち帰って検討していただくということですので、よろしく御検討をお願いいたします。

ほかに特になければ、この辺にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

玄海原子力発電所の3号炉及び4号炉の使用済核燃料貯蔵施設に係る敷地の地質・地質構

造につきましては、本日の指摘事項を踏まえて引き続き審議をすることといたします。

それでは、九州電力については以上にいたします。九州電力の方々には御退室いただき、日本原子力発電の入室をお願いいたします。40分ぐらいを目途に再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(休憩 九州電力退室、日本原子力発電入室)

○石渡委員 それでは、そろそろ時間ですので再開したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、次は、日本原子力発電から敦賀発電所の敷地の地形、地質・地質構造についてに関する審査資料の記載の不備について説明をお願いいたします。どうぞ。

○日本原電（和智） 日本原子力発電の和智でございます。

冒頭、前回御説明いたしましたけれども、我が社の敦賀発電所2号機の審査資料にたくさんの誤りが発見されまして大変申し訳ございませんでした。

前回に引き続き、今回、その追加調査の結果と、それから、さらに原因対策を講じてまいりましたので、その御説明を差し上げたいというふうに思っております。では、申し上げます。

○日本原電（野瀬） 日本原子力発電の野瀬でございます。

それでは、資料2を用いまして説明させていただきます。

めくっていただきまして2ページ、こちら、前回会合でいただきましたコメントでございますが、2点ございます。一つ目が、記載の不備がないか再度確認すること。二つ目が、データを記載するルール等の資料作成の具体的プロセスを示すとともに、全ての誤りについて修正した理由を示すことでございます。

めくっていただきまして3ページでございますが、こちらは目次になってございます。

4ページでございますが、こちらは、前回の審査会合の説明内容をまとめたものでございまして、まず、過去に提出した破砕帯分布図の作成プロセスの説明に用いた審査資料に記載の不備があったということを報告しております。

原因は、審査資料の作成過程で旧版のデータを誤って印刷したことであると。その再発防止対策としまして2点ありまして、最新版ファイルの保存フォルダを一元管理し、最新版フォルダーを共有するというのと、印刷した審査資料についても確認を行うことということでございます。それに対しまして、先ほど冒頭説明しました2点のコメントをいただいております。

5ページをお願いします。こちら、本日の説明内容の全体像でございますが、まず、コメントNo.1を踏まえまして、再点検を実施した結果、208個の新たな記載の不備を確認しました。点検対象としました資料につきましては、次ページに示してございますが、地質だけでなく、地震動評価の資料も含めて実施しております。

コメントNo.2の対応としまして、まず、こちら、前回報告しました931個の誤りと、今回実施しました再点検結果の208個、これら全ての内容を類型化しまして、個々の誤りについて修正理由を明確にしました。元データである細分化カタログの内容と変更履歴を示すとともに、具体的な資料作成手順を示します。水平展開としまして、地震動評価の審査会合について再点検した結果、1個の記載の不備を確認しております。前回の審査会合で報告しました再発防止対策に加えまして、新たな再発防止対策、これを今後の審査資料に講じるといったものでございます。

6ページには再点検の対象を示してございまして、申請の概要以降実施しております技術的な審査会合資料を対象として再点検を実施しております。ただし、更新した資料につきましては最新版を点検対象としております。

それでは、個々の記載の不備の具体的内容及び類型化について説明いたします。8ページをお願いします。こちら、全ての記載の不備について、具体的内容を補足説明資料1及び2に示してございます。補足資料1には、こちらの印刷の誤り、こちらの内容を示してございまして、補足説明資料2には、今回実施しました再点検結果の記載の不備を示してございます。こちらの表では、前回審査会合で指摘されました走向・傾斜の差の誤りだけちょっと欄を分けて示してございます。これら全部、これの発生原因をA～Fに類型化し、表のように整理してございます。記載の不備のほとんどは、転記の誤りですとか転記元の記載の誤り及び誤字・脱字のものであるといったものでございます。

地震動評価の審査会合で確認されました記載の不備につきましては、この中の表には含まれておりません。

9ページをお願いします。こちら、分類A～Dにつきまして、少し具体的に示したものでございます。分類Aの転記の誤りでは、変位センスの表記の誤りですとか、走向・傾斜の差の傾斜条件の入力誤りといったものがあります。

分類Bの作図の誤り、こちらは、作図するときに入力の誤りによって作成された断面図が誤っていたといったものでございます。

分類C、こちら、表記基準の周知不足でございますが、走向の差の表記方法の誤り、こ

ちらが該当します。

分類D、こちらは転記元の記載の誤りは、そのまま転記元の誤りをそのまま転記したことによる誤りといったものを示してございます。

次ページ以降に具体的な資料を用いて説明いたします。10ページをお願いします。こちら、分類Aの具体的例のうちの走向・傾斜の差の計算条件の転記の誤りでございます。こちらの中央に示してございますこの表は、連続性評価の具体的プロセスの表を抜粋したものでございまして、この走向・傾斜につきまして、起点破碎部と比較対象破碎部、この差を計算して破碎帯の連続性評価というのを検討してございます。この差の計算を行うために真ん中にあります計算用非表示セルというのに角度と方位を別々に手入力してございます。この上の走向の例でございしますが、本来、「e」というふうを書くところを誤って「w」というふうに方位を誤って入力したことにより、計算が引き算とするところを足し算となってしまったというものでございます。

下の表、こちらは傾斜の例を示してございますが、こちらは、本来、「76」という数字を非表示セルに転記するところを誤って「51」というふうに転記したことにより、計算が誤ってしまったといったものを示してございます。

11ページには実際のもの示してございます。

12ページをお願いします。こちら、分類Aの具体的例のうちの第657回審査会合で説明済みのデータの転記の誤りでございます。フィルム状の細粒物質を伴う破碎部につきましては、活動性評価上安全側に断層ガウジとして取り扱うことにしたということをご第657回の審査会合で説明してございます。例でございしますが、平成29年12月22日の性状一覧表では、断層ガウジが認められなかった場合、こちら、ないということですので、「－」と示してございまして、隣の明瞭なせん断構造・変形構造、こちらはガウジがないということですので、あり・なしではなく、「－」という表示に記載してございます。第657回の審査会合で説明して、安全側に見直すということで平成30年11月30日、こちらの性状一覧表には断層ガウジの幅、こちらをフィルム状というふうに見直しましたので、明瞭なせん断構造・変形構造、こちらについては「無」というふうに記載しております。今回、この性状一覧表から転記して作成します連続性評価の具体的プロセスの表、こちらの断層ガウジ・断層角礫の有無の表記が性状一覧上の見直しが反映させずに「無」のままになっておりまして、明瞭なせん断・変形構造の有無、こちら「－」のままになっていたと、そういう誤りでございます。

13ページに実際のものを示してございます。

次に14ページをお願いします。こちら、分類Bの具体的例としまして、断面図の作成に必要な破砕部深度やボーリング角度などの手入力ミスによる作図の誤りといったものでございます。この断面図は連続性評価の具体的プロセスの資料の一つでございます断面図でございますが、作図に当たりましては、この破砕部、この位置情報は深度から標高に変換してCADに手入力で入力してございますが、入力するときこの位置を誤ったといったものでございます。

15ページに実際のものを添付してございます。

16ページをお願いします。こちら、分類Cの具体的例ということで、走向の差の表記基準の周知不足というものでございます。この表記基準というのは、走向の差の表記に当たっては、鋭角側の値を記載するというふうになっているんですが、具体的に申しますと、また中央、こちらの連続性評価の具体的プロセスの表でございますが、走向につきましては、起点破砕部と比較対象破砕部との差を計算した結果が90度以上になった場合には、180度から引くという処理をするんですが、今回はその処理をしないまま90度以上の表記のままとなっていたといったものでございます。

17ページに実際のものをつけてございます。

18ページをお願いします。こちら、分類Dの具体的例としまして、転記元の記載の誤りと、つまり転記元に誤りがあった場合に、誤りをそのまま引き継いでしまうといったものでございます。こちら、例でございますが、条線方向が70度あるときに、正しい表記としましては、変位センスの記号としては「N（正）」というものになりまして、こちら、おもとの細分化カタログの変位センスの欄には、鉛直に「正」と、水平のところには「-」という記載をしております。細分化カタログから転記して作成します性状一覧表、こちらでの転記を誤ったことにより、性状一覧表の変位センス、こちらの欄に、鉛直は「正」で、水平に「左」というふうに記載してしまったと。その性状一覧表から転記して作成します連続性評価の具体的プロセスの表、こちらは、転記はそのままなんですけど、誤ったものをそのまま転記したことによって、連続性評価の具体的プロセスの表のこの記載が誤っていたといったものでございます。

19ページに実際のものをつけてございます。

20ページをお願いします。こちら、転記の誤りにつきましては、細分化カタログを確認することで確認しているんですが、公開されている資料でも確認できた例を二つほど紹介

させていただきます。こちら、左側が誤った例でございますが、赤い線で書いてあります誤ったところに「右ずれセンス」というふうに記載してございまして、正しくは「右ずれ逆断層センス」であるといったものでございます。

21ページを見ていただきまして、こちら、令和元年8月19日に提出した薄片観察資料集でございますが、薄片資料の観察結果をしまして、右ずれを伴う逆断層成分であるというふうに記載して、これによりまして、先ほどの資料が誤っているといったものを確認することができます。

22ページをお願いします。こちらも左側が誤ったものでございますが、誤った箇所、「淡赤褐色の固結粘土状部からなる」といったのが記載されてございまして、正しくは、この記載は不要であるといったものでございます。

こちらは23ページをお願いします。こちら、平成30年11月30日の性状一覧表の資料でございますが、こちらの写真を見ますと、破碎部の全てが断層ガウジであるというところから、先ほどの固結粘土状部という記載が不要であるといったところが確認できます。

それでは、元データ「細分化カタログ」の記載内容・履歴について説明いたします。25ページをお願いします。細分化カタログの記載内容・履歴でございますが、記載内容につきましては、項目、こちらを記載してございまして、それをどういうふうに記載しているかといったものをこちらの記載内容に示してございます。地質調査による観察や測定の結果を示しているというものでございまして、この内容につきましては、このエビデンス、こちらで確認することができます。この記載項目の一部につきましては、第657回の審査会合にて追加修正を行っておりまして、この追加修正につきましては、平成30年10月16日の資料で各資料の変更内容及び変更理由を示すとともに、全ての修正箇所を黄枠をつけて示してございます。実際の資料を26ページに示してございます。

具体的な例としまして27ページに示してございますが、こちら、上の段が第536回の審査会合の性状一覧表の一部でございます。こちらについて、先ほど変更追加修正しますという説明を行いまして、こちらの下段の、こちらは第657回の審査会合の性状一覧表でございますが、この青枠で囲った部分、こちらを追加修正しているといったものでございます。

細分化カタログの記載内容でございますが、28ページをお願いします。一番の記載ルールを設けている項目がございまして、変位センスの記号、こちらによる表記でございます。こちらのルールとしましては、条線方向の角度によりまして変位センスの表記を水平成分

のみとするのか、鉛直・水平成分両方を書く、あるいは、鉛直成分のみを記載するといったものでございます。それにつきましても第657回の審査会合の本編資料で示してございます。

続きまして、具体的な資料作成手順を説明いたします。30ページをお願いします。こちらは性状一覧上の作成手順を示したものでございます。記載内容としましては、こちらの表の左に書いています項目でございまして、どういうふうに作成しているかといったものはこちらに書いてございますが、細分化カタログから手入力により転記しているといったものでございます。

31ページをお願いします。こちら、ボーリング柱状図、コア写真の作成手順でございまして。こちらにつきましては、ボーリングコアの観察結果を記載してございます。この破砕部の変位センスと、この記事につきましては、細分化カタログから手入力により転記しているといったものでございます。

32ページをお願いします。こちら、連続性評価の具体的プロセスといったものでございまして、このプロセスの資料は、表と平面図、あと断面図、この3点で一つの資料となっております。表は性状一覧上から手入力により転記してございます。平面図、断面図、こちらにつきましては、上の表及びボーリング柱状図、コア写真からCADにより手入力により転記してございます。

続きまして水平展開でございまして。34ページをお願いします。水平展開としまして、地震動の審査会合資料につきまして再点検を実施しております。その結果、第711回の審査会合資料に図の張りつけ誤り、これを一つのみ確認してございます。EW方向とUD方向のスペクトル図、これが誤って左右逆に張りつけられていたといったものでございまして、分類としましてはAの転記の誤りでございます。

再発防止対策でございまして。36ページをお願いします。まず、第758回審査会合で説明しました再発防止対策、最新版ファイルの一元管理と、あと、印刷した物が最新版ファイルであることの紙面での確認。これに加えまして、今回確認されました新たな記載の不備を踏まえまして、以下のさらなる再発防止対策を講じることとします。それぞれの再発防止対策が原因と分類、どのように対応しているかといったものは、この表を見ていただけるとわかると思います。

再発防止対策ですが、まず一つ目が、審査会合資料作成の留意事項、こちらを明文化し、その内容を関係者に文書で周知徹底するといったことと、データの更新が発生した場合、

更新履歴を明確にすることで転記先に確実に反映するといったもの。あと、手作業による転記プロセスを削減するといったものと、誤りの連鎖を防ぐため、おおもとの転記元に立ち返り転記に誤りがないことを確認すると。あと、資料作成者以外によるチェックの強化と。これらの再発防止対策につきましてはルール化しまして、地震動評価を含め、今後の審査会合資料に講じていくといったものでございます。

審査会合資料の記載の不備への対応と重要施設の配置の見直し、こちらを踏まえまして、関連する審査会合資料を改めて提出することとします。

東二許認可手続不備の敦2審査会合資料への反映、これにつきましては、次ページに示してございます。37ページをお願いします。まずこちら、左側に東海第二発電所及び敦賀発電所2号炉の審査経緯を示してございます。まず、平成30年10月11日に東二の工事計画認可申請書を提出してございまして、この提出した際に落丁があったということで、不適合管理票を発行してございます。その是正処置立案・了承したのが約1カ月半後の11月29日になります。

一方、敦2の第657回の審査会合資料、こちらを提出したのが11月26日と。審査会合が11月30日に実施してございます。敦2の審査会合資料の作成への是正に係る考察でございまして、暫定であっても応急的な対策を敦2審査会合資料の作成担当を含む敦2作成対応の関係者に周知及び実施を依頼すべきであったというふうに思っております。

今後の対策でございまして、審査・手続における不適合事案につきまして、発生時点で共有するとともに、応急対策を速やかに実施するよう徹底するといったものでございます。

最後、まとめでございまして、39ページをお願いします。まず、第758回審査会合のコメントを踏まえて、これまで提出した審査会合資料について再点検を実施した結果、新たな記載の不備を確認しました。

前回報告しました記載の誤りと、今回実施しました再点検で確認しました誤り、こちらをあわせまして、内容を類型化し、修正理由を明確にしました。

あと、印刷の誤りの再発防止対策に加えまして、新たな再発防止対策を今後の審査会合資料に講じていくと。

説明は以上でございまして。

○石渡委員 それでは、今の件について質疑に入ります。発言される方はお名前をおっしゃってから発言してください。どなたからでもどうぞ。谷さん。

○谷審査官 地震・津波審査部門の谷です。

説明ありがとうございました。私のほうからは、誤りの原因分析と再発防止策ということでちょっとコメントをさせていただきます。

5ページをお願いします。今回の説明というのが、前回の会合でのコメントを受けて改めて資料の確認を行ったと、記載の不備がないか再度確認してきたということで、ここに示してあるとおり、新たに208カ所、地震動も含めてもう1カ所あるといった再点検結果で不備がまた見ついているということです。

それで、この分析というのを8ページに、記載の不備の類型化ということで原因と分類というのを見てみると、これ、前回の説明を受けた内容と今回の再点検結果というのが示されているんですけども、原因と分類というのを見てみると同じようなところにカテゴライズされるということです。これを見ると、そもそも前回の会合の資料の段階でこれらの誤りがあることというのはなぜ確認できていなかったのかということが疑問に思うところですよ。

今回の説明にもありますけれども、これは、前回の会合の段階では記載の不備に対しての根本的な原因、こういった根本的な原因の分析が十分ではなかった、結果的にはですね。そして、前回の会合資料の段階では、作成者以外のチェックなども含めて、資料の確認もしっかりとできていなかったということかと思えます。

そして、今回はその点を改めて分析して確認してきたと、そういった資料になっているということで、そういった認識でよろしいでしょうか。

○石渡委員 はい、どうぞ。

○日本原電（入谷） 日本原電の入谷でございます。

今、御指摘のあったとおりでございまして、我々としましては、前回、印刷すべきファイルが最新版でなかったと、途中段階の物を出してしまって、その途中段階を誤りとして見ると900カ所以上あって、ただ、その時点で、前回の会合の時点では、我々としてはそれがチェックできたというふうに思って説明させていただきましたが、改めてもう一度チェックするようと言われてましてチェックしましたところ、200カ所以上もまた追加で出てきたというところございまして、この原因と分類というのも前回の審査会合で規制庁さんから指摘されて改めてこういう整理をしてみて、その原因と同じようなのが新たなものにもあったということでございますので、大変申し訳ないと思うとともに、やはり結果として、我々のちょっとやり方ですとか、検討の深さが足りなかったというふうに認識

しております。

以上でございます。

○石渡委員 谷さん。

○谷審査官 谷です。

説明で状況はわかりましたが、人為的なミスというのは完全にはなくすことが難しい、そういったものだと思いますので、そのことを念頭に、継続的に品質管理の側でしっかりと行っていくべきだと思いますので、今後、本件と同様の不備が再び発生するようなことがないように、品質管理、再発防止策を徹底していただきたく、と思います。よろしくお願ひします。

それで、あと1点、ちょっと確認したいところがあって、よろしいですか。

36ページをお願いします。ここで再発防止対策と、これ、確認なんですけど、再発防止対策と書いている三つ目のポツに、「誤りの連鎖を防ぐために、おおもとの転記元に立ち返り転記に誤りがないことを確認する。」と、こう書かれているんですけど、この「おおもとの転記元」というのが、これが何なのかというのをちょっとここではっきり明確にしておきたいんですけど、これは具体的には例えば30ページで言うと、このおおもとの転記元というのは、ここでいうと破砕帯データの出典元、つまりは細分化カタログや調査データ（エビデンス）ということになるのでしょうか。それとも、おおもとの出典元ということであって、これのさらに、おおもとの転記元というのは、おおもとのこれのさらに転記元のことを言われているのでしょうか、その辺ちょっと説明してください。

○石渡委員 どうぞ。

○日本原電（入谷） 日本原電の入谷でございます。

ここでいう「おおもと」は、その資料に今写っております細分化カタログというものでございます。

○石渡委員 谷さん。

○谷審査官 はい。この場で確認できました。私のほうからは以上です。

○石渡委員 ほかにございますか。

はい、どうぞ。田上さん。

○田上審査官 原子力規制庁、地震・津波審査部門の田上です。

私からは、今ほど谷のほうから確認させていただいたこの細分化カタログ、皆さんが言うおおもとのデータ、これの変更の有無という観点で確認とコメントをさせていただきま

す。

ページはこのままで結構ですが、細分化カタログの内容の変更につきましては、申請後1回あったということで、これは御説明のあったフィルム状の破砕部に関する記載の変更であり、会合でも御説明を受けていると。このような細分化カタログ調査データ（エビデンス）の変更について、事業者さんはヒアリングでは再観察を行う等により今後も生じ得るというような説明であったかと記憶しているんですが、この点、事業者さんのお考えを再度確認させてください。

○石渡委員 いかがですか。

○日本原電（入谷） 日本原電の入谷でございます。

変更の履歴としましては、今、おっしゃられた平成30年11月30日の審査会合で、こういう項目について変更しますという説明をさせていただいております。

それで、また今後の話としまして、ちょっと今日の資料の表現、誤解を生む部分があったかもしれませんが、データが追加になった場合、今、例えば追加のボーリング調査をやっておりますが、それで新たにデータが追加になれば、それは当たり前でございますが、追加されていくというものになります。一方で、今まであったデータの見方とか扱いを変える、こういうことは基本的にはいたしません。するにしましても、先ほどの11月30日の会合であったように、同じデータなんですけれども、例えば活動性評価上の安全側の配慮として、こういうふうに扱いたいと思いますという話を必ず資料と説明をセットでさせていただいて、それが、こういったオープンの場合で了承されたもの以外は一切いじらないということでございます。

以上でございます。

○石渡委員 田上さん。

○田上審査官 田上です。

確認できました。

今、御説明のあった内容と重なるかもしれませんが、事業者さんがおおもととしている細分化カタログ詳細データ（エビデンス）、これは観察事実をもとにしたものであって、事業者さんの解釈を含まない生データの要素であろうと認識しております。この変更については、今、御説明がありましたように、再観察事実や新たなデータ取得等によって相応の根拠が取得できる場合は、当然、更新すべきであるとは考えるんですが、今後、変更を加える場合は、その都度、理由も踏まえまして記録として審査資料に残させていただいて御

説明いただくようお願いいたします。

また、念のため確認なのですが、もし現時点でそういった再観察の予定があるのであれば、その再観察の結果、事実を反映させて細分化カタログ詳細データ（エビデンス）を更新していただいた上で、それを反映した事業者の解釈や解析を行ったもののみをこちらの審査では御説明として使っていただきたい。いわずもがなではあるんですが、そういうふうをお願いしておきます。

○石渡委員 よろしいでしょうか。

○日本原電（入谷） 原電の入谷です。

承知いたしました。

○石渡委員 ほかにございますか。

はい、どうぞ。佐口さん。

○佐口審査官 規制庁、地震・津波審査部門の佐口です。

前回と今回とで、一応、審査資料の記載の不備についてということで御説明をいただいたと思っています。

先ほど谷のほうからも申し上げましたけれども、前回から今回にかけて、さらに200個近くの記載の不備が見つかったということと、記載の不備ということをされていますけれども、やはりちょっと前回のコメントの繰り返しにはなるんですけれども、やっぱり実際にこの資料に示されているデータ、当然、それは用いた元データという意味もあるんですけれども、そういったものの信頼性がどうしても崩れてしまうと、我々も疑義が生じてしまうという言い方がいいのかどうかかわからないですけど、そうすると、やはりこれまで御社が説明をしてきたことに対してもやっぱり信頼性というものがちゃんと担保されなくなってしまったということもあって、やっぱりそうすると、実際に審査していく上で、ちゃんと我々も本当に適切な判断ができなくなってしまいますので、そういった意味でも、前回と今回の会合で記載の不備という説明があって、ちょっと繰り返しになりますけれども、それが、言い方あまりよくないかもしれないんですけれども、何度も繰り返されるということのないように、やはり品質管理というものを確実に行っていただいて、再発防止というものも努めていただいて、完全にミスがなくなるというのは大変難しいことだと思うんですけれども、やはり今後できるだけ誤りのない資料に基づいてまずは説明をしていただきたいというのがまず1点です。

それから、やっぱり2点目として、前回と今回も含めて、5ページとかで示されています

けれども、トータルで1,000を超えるような誤りがありましたということですので、それは、これまでの審査資料を一新していくような必要も、我々、あるかなと考えていますので、そういった全ての更新を反映させた審査資料というのをまず改めて提出していただきたいというのと、先ほど田上との議論の中で入谷さんから、今、実際に追加で調査もしていますと。そういった新たなデータが追加された場合には、データを更新するということもあり得るということですので、そういったことも含めて、あまり今回からまた次回で、例えばこういうところが変わりましたとか、誤りがありましたとかではなくて、一度きちんとした形でちゃんと更新して最新の形で審査資料として次回以降、御説明いただきたいのと、提出していただきたいという、大きく2点ですけれども、お願いさせていただきます。よろしいでしょうか。

○石渡委員 いかがですか。

○日本原電（入谷） 原電の入谷でございます。

まず1点目の件につきましては、結局、我々、無駄なお時間を使わせてしまったということですか、御指摘にもありましたが、きちんとしたものができて、その上での会話、議論をするというところがまず大前提ができていないということで、そこは本当、深く反省して二度とこういうことがないように再発防止というのを本当に徹底していきたいと思っています。

あと2点目でございますが、これにつきましても、慌てていろんなものを早くまとめようというところがあって、結果としてチェックが十分でなかったというのは反省も実はあったりしますので、資料を出すタイミングも、例えば今回の記載の不備というのを直した物というのは用意はできているんですけども、それをすぐ出した後も、また今度は追加調査のデータが追加ですぐ入ってきますので、そうすると何回もそういうことをやりとりするのも非常に、ある意味、どうなのかなと思っているところがありますので、そこはきちんとした品質を確保する上で、御提示するタイミングもよく考えて審査のほうに臨まさせていただきますようお願いしております。

以上です。

○佐口審査官 佐口です。

では、その点、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○石渡委員 ほかに何かございますか。大体よろしいですか。

それでは、今日の審査は大体以上としたいと思いますが、品質管理というのは、これは基本的に事業者の責任において行われるべきことであります。間違いがない審査資料が提出されて、それに基づいて審査が行われるということが、これは審査の大前提であります。事業者の資料の品質が問われてしまった今回の説明に関して、我々、審査側としても今後の審査で、例えば判断をする上で重要なデータが出てきたような際は、これは改めてもう一度、元のデータに立ち返って再確認をしていただいて御説明をいただくというような場面が出てくるかもしれないというふうに思っております。その点は、事業者さんにおいても御認識しておいていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○日本原電（入谷） 原電の入谷でございます。

ここの議論の前提となるデータにつきまして、我々、社内の中でも審査会合というかヒアリングの段階からしっかり同じものであっても、もう一度チェックするというようなこともやっていくということで考えておりますので、今、先生から御指摘があったような趣旨に沿ったような活動をしっかりしていきたいと思っております。

○石渡委員 よろしくお願ひします。

今回、説明のあった記載の不備を含めて、今後の審査資料には記載の不備がないように、再発防止の徹底と継続的な取組をしていただくようお願いをいたします。

以上で本日の議事を終了します。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○大浅田管理官 事務局の大浅田です。

原子力発電所の地震等に関する次回会合につきましては、来週は10月15日の火曜日に施設側との合同の会合を予定しております。詳細はホームページを御覧ください。

また、18日の金曜日につきましては、審査会合の開催予定はございません。それ以降の審査会合につきましては、事業者の準備状況等を踏まえた上で設定させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○石渡委員 それでは、以上をもちまして、第783回審査会合を閉会いたします。